

食 料 需 給 表

平 成 19 年 度

平 成 20 年 8 月

農 林 水 産 省 大 臣 官 房 食 料 安 全 保 障 課

推計方法の一般原則

1. 本表は、原則としてF A Oの食料需給表作成の手引に準拠して作成している。
2. 計測期間は断らない限り当年4月1日から翌年3月31日までの1年間である。
3. 表頭でいう国内生産量から純食料までの数値は、外国貿易及び歩留りを除いて、断らない限り農林水産省の調査値又は推計値である。
4. 昭和46年度以前は、沖縄県を含まない。
5. 最新年の数値には一部暫定値がある。したがって、これらを含む合計値も暫定値である。
6. 国内生産量から純食料までの欄については、「事実のないもの」及び「事実不詳」はすべて「0」と表示している。
7. 国内生産量には輸入した原材料により国内で生産された製品を含んでいる。例えば、原料大豆を輸入して国内で搾油された大豆油は、油脂類の「大豆油」の国内生産量として計上している。ただし、「大豆油」そのものの輸入は「大豆油」の輸入として計上している。
8. 外国貿易は、原則として本表に採用した品目について、本表の計上単位以上の実績があるものを財務省「貿易統計」により計上した。ただし、いわゆる加工食品（例：果実、魚介類の缶詰等）は、生鮮換算して計上している（なお、全く国内に流通しないもの（例：当初から輸出を目的とする加工貿易品の原料）や、全く食料になり得ないもの（例：観賞用の魚、動物の腱、筋等）は、本表には計上していない）。

なお、昭和63年1月1日より貿易統計の品目分類が変更されたことに伴い、一部の品目については、昭和62～63年度間の貿易量は接続しないので、利用に当たっては注意されたい。
9. 在庫の増減量は、当年度末繰越量と当年度始め持越量との差である。したがって、その増加量（+）は国内消費仕向量を算出する際には減算され、減少量（-）は加算されることとなる。
10. 国内消費仕向量は、国内生産量 + 輸入量 - 輸出量 - 在庫の増加量（又は+在庫の減少量）によって算出される。
11. 飼料用には、計測期間中に動物の飼料、魚類の餌料及び肥料に向けられた数量を計上している。
12. 種子用には、計測期間中に、は種又はふ化の目的に使われた数量を計上している。

13. 一般的に加工向けとは、大別して次の三通りの場合が考えられる。

- (1) 食用以外の目的に利用される製品の加工原料として使われる場合（例：石けんの原料として使われる植物油等）
- (2) 相当量の栄養分ロスを生じて他の食品を生産するために使われる場合（例：大豆油をとるために使われる大豆等）
- (3) 栄養分の全くのロスなしで、又はわずかのロスで他の食品に形を変える場合（例：果実缶詰、果実ジュースの製造に使われる果実等）

本表の「加工用」とは、(1)の場合、及び(2)のうち「他の食品」が本表の品目に該当する場合である（本表の品目のうち、この「他の食品」に該当するのはでんぷん、野菜（もやし）、砂糖類（精糖、含みつ糖、糖みつ）、油脂類（大豆油、植物油脂のその他）、みそ、しょうゆ、その他食料（脱脂大豆）及び酒類である。）

14. 減耗量は、食料が生産された農場等の段階から、輸送、貯蔵等を経て家庭の台所等に届く段階までに失われるすべての数量が含まれる。なお、家庭や食品産業での調理、加工段階における食料の廃棄や食べ残し、愛がん用動物への仕向量などは含まれない。

15. 粗食料の数量は、国内消費仕向量 - （飼料用 + 種子用 + 加工用 + 減耗量）であり、粗食料の1人・1年当たり数量は、粗食料を年度中央（10月1日現在）における我が国の総人口で除して得た国民1人当たり平均供給数量（1人・1日当たりの粗食料は1人・1年当たりの数量を当該年度の日数で除して表す。）である。この算出に用いた我が国の総人口は、国勢調査結果又は総務省統計局の推計値である。

16. 歩留りは、粗食料を純食料（可食の形態）に換算する際の割合であり、当該品目の全体から通常の食習慣において廃棄される部分（例：キャベツであればしん、かつおであれば頭部、内蔵、骨、ひれ等）を除いた可食部の当該品目の全体に対する重量の割合として求めている。この算出に用いた割合は、原則として科学技術庁刊行「五訂日本食品標準成分表」による。

なお、昭和39年度以前は「三訂日本食品標準成分表」、昭和40～59年度は「四訂日本食品標準成分表」により算出しており、昭和39～40年度間及び昭和59～60年度間は接続しないので、利用に当たっては注意されたい。

17. 純食料は、粗食料に歩留りを乗じたものであり、人間の消費に直接利用可能な食料の形態の数量を表している。

18. 1人当たり供給数量は、純食料を我が国の総人口で除して得た国民1人当たり平均供給数量であり、1人・1年当たり数量（キログラム）と1人・1日当たり数量（グラム）で示している。

19. 1人・1日当たり供給栄養量は、1人・1日当たり供給数量に当該品目の単位当たり栄養分量（熱量、たんぱく質、脂質）を乗じて算出している。この算出に用いた栄養分量は、原則として「五訂日本食品標準成分表」による。

なお、昭和39年度以前は「三訂日本食品標準成分表」、昭和40～59年度は「四訂日本食品標準成分表」により算出しており、昭和39～40年度間及び昭和59～60年度間は接続しないので、利用に当たっては注意されたい。

20. 穀類及び米の「国内生産量」及び「在庫の増減量」欄の下段の数値は、集荷円滑化対策に伴う区分出荷数量であり、また、「国内消費仕向量」及び「飼料用」欄の下段の数値は、過剰米処理に伴う飼料用の政府売却数量であり、それぞれ外数である。

21. 米の純食料以下の（ ）内の数値は、菓子及び穀粉を含まない主食用の数値である。

22. 牛乳及び乳製品のア～キについては製品で計上しており、乳製品向け生乳の製品内訳である。したがって、乳製品の合計と乳製品向け生乳は一致しない。

また、「輸入量」、「国内消費仕向量」及び「飼料用」の（ ）内の数値は、輸入飼料用乳製品（脱脂粉乳及びホエイパウダー）で外数である。

23. しょうゆの計測単位は、「kl」、「l」及び「cc」である。

24. 本表により算出された食料の供給数量及び栄養量は、消費者等に到達した食料のそれであって、国民によって実際に摂取された食料の数量及び栄養量ではないことに留意されたい。